

委員会からの指摘事項とその対応の状況 (H30. 12. 14以降)

番号	指摘事項	対応の状況
1	行政がなすべきことと、住民に分担してやってもらうことを明確に示し、それぞれが工夫する必要がある。	公共施設の指定管理や公共事業の業務委託のリストを作成する（準備中）
2	自治振興会に指定管理できるメニューリストをつくるべきである。 （地域市民センター、公民館は指定管理メニューリストに入れるべき）	23の自治振興会の事務所を置いている施設（地域市民センター）及び公民館について、指定管理のメニューリストを作成する。
3	自治振興会に委託できる事業のメニューリストの追加が必要である。 （部局ごとに掘り下げて、自治振興会に委託できるメニューリスト） （例として、学童保育、地域包括センター業務の一部）	委託できる事業のメニューリストを作成する（準備中）
4	民生委員の孤立を避けるため、自治振興会単位で民生委員ネットワークの形成をしていくべきである。	平成31年度途中、民生委員の交代時期（3年任期）に当たるため、民生委員と自治振興会の連携を図ってもらうよう情報提供する。
5	県内のまちづくり協議会の法人化の状況を調べること	県内の法人化としては、東近江市の「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」がある。
6	企業や商工会等が参加している自治振興会の状況を調べること	今後、自治振興会活動に企業等が参画しているか、アンケート調査していく。
7	交付金の手引き見直しについては、世帯数の定義の整理が必要ではないか。	区活動交付金の算出根拠の見直しも含め、全世帯を対象とするかについては議論を深めた上で判断する。
8	交付金の手引き見直しする中では、「流用」の表記について整理をするべきである。	交付金の流用をどこまで認めるか、今後、意見を聞いて判断する。
9	4つの交付金（基礎交付金・区活動交付金・事務加算金・事業加算金）の見直しについては、全てに限度額を設けるなど、一定の縛りを設けるべきである。	指摘いただいたとおり、4つの交付金について、これまでのルールの良い部分は残しつつ、新たに一定の縛りを設定する。